

協会けんぽにご加入の事業主・加入者の皆様へ

協会けんぽの健康保険料率が 都道府県単位に変わります

協会けんぽ(全国健康保険協会管掌健康保険)の健康保険料につきましては、全国一律となっていましたが、平成21年9月分保険料(10月納付分)より都道府県単位保険料率に移行します。長野県の保険料率は8.15%(↓0.05%)です。

都道府県単位保険料率は、各都道府県の医療費や健康への取り組みを保険料に反映させるために導入されます。疾病の予防などにより都道府県の医療費が下がれば、その分の保険料を下げる事が可能になります。

今後、保険料上昇抑制のためにも、協会けんぽ長野支部としましては、加入者の皆様の健康増進・疾病予防のために健診や保健指導に力を入れてまいりますので、事業主・加入者の皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

詳しくはホームページをご覧ください。

全国健康保険協会ホームページ <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

お問い合わせ 全国健康保険協会 長野支部 TEL 026-238-1251